

## 令和5年3月市議会定例会議

# 経済民生常任委員会資料

議案第38号	福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	2	頁
議案第16号	令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号）	4	頁
議案第19号	令和4年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）	7	頁
議案第22号	令和4年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）	9	頁

市民・文化スポーツ部

## 福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P164)

### 1 改正の趣旨

#### (1) 条例改正の背景

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたため、国民健康保険条例について所要の改正を行う。

#### (2) 条例改正の内容

出産育児一時金の支給額を40万8千円から48万8千円に改正する。それに伴って、出産育児一時金の支給総額は42万円から50万円に増額する。

改正前：①出産育児一時金408,000円②産科医療補償制度掛金相当額(加算額)12,000円③支給総額420,000円



改正後：①出産育児一時金488,000円②産科医療補償制度掛金相当額(加算額)12,000円③支給総額500,000円

※産科医療補償制度は、国内の分娩機関はほぼすべて加入している。妊娠12週以上22週未満の場合は産科医療補償制度の対象とはならず、出産育児一時金の支給額は488,000円となる。

【産科医療補償制度】…出産時に予知せぬ事態が発生した結果、重度の障害を負ってしまった新生児やその家族に対して一定の補償を与える、医療機関が加入する制度である。2009年(平成21年)1月1日に創設。公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺に対する制度で、経済的負担の速やかな補償、原因分析、再発防止のため資料提供などを行い、紛争の防止、早期解決、産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

### 2 具体的な影響

#### (1) 市民への影響

出産育児一時金の支給総額が8万円引き上げとなるため、市ホームページ等で周知を図る。

(2) 本市への影響

事務処理システムについて、システム側の設定で対応できるため、システム改修は伴わない。

出産育児一時金の支給に係る費用は、3分の1が県の普通交付金の交付対象、3分の2は一般会計から繰り入れし、繰り入れに要する経費について地方交付税により所要の措置が講じられる。引上げ分（8万円）の3分の2が地方交付税措置で手当されることに加えて、令和5年度は、1件当たり5千円が追加で補助される。

3 条例施行予定日

令和5年4月1日より施行。ただしこの条例による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

【福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表（ ）が改正部分】

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 488,000 円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 12,000 円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の福島市国民健康保険条例第3条の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 408,000 円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 12,000 円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 17

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
22諸収入 5雑入 2雑入	1	9,975	9,976	・雑入追加 9,975千円  令和3年度分福島県後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う返還金の追加。

議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号） 【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P18 ~ P19

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				特定財源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,840,822	127,742	1,968,564	国 7,092 県 39,336	-	-	81,314	◇特別会計繰出金追加 127,742千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 127,742千円  【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を追加するもの。  ・保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) 47,722千円 国保税軽減世帯の増加等に伴う追加 (財源：県3/4・市1/4)  ・保険基盤安定繰出金(保険者支援分) 14,556千円 国保税軽減被保険者の増加等に伴う追加 (財源：国1/2・県1/4・市1/4)  ・財政安定化支援事業繰出金 61,380千円 国保税軽減世帯の増加等に伴う追加  ・国庫支出金等影響額補填繰出金 4,458千円 地方単独事業(重度心身障がい者医療費助成制度、子ども医療費助成制度)に係る影響額の増加に伴う追加  ・未就学児均等割保険税繰出金 △374千円 未就学児の異動等に伴う減額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4)
※補正前の額及び計には財務部納税課分(56,557)含む  <歳入内訳> (補正予算説明書P14) 16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 7,278 ・未就学児均等割保険税負担金 △186  17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険税軽減分) 35,791 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 3,639 ・未就学児均等割保険税負担金 △94  ※財源は右記のとおり								

議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号） 【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P 19

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明																																
				特定財源																																				
				国 県 支出金	地方債	その他																																		
3民生費 1社会福祉費 6後期高齢者 医療費	791,416	3,107	794,523	県 2,331	-	-	776	◇特別会計繰出金追加 3,107千円 ○後期高齢者医療事業費特別会計繰出金 3,107千円  【補正の内容等】 令和4年度福島県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の 確定によるもの。  (単位：千円)																																
※補正前の額及び計には財務部納税課分(3,847)含む  <歳入内訳> (補正予算説明書P14) 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 2,331  ※財源：県3/4・市1/4				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別会計繰出金</td> <td>791,416</td> <td>3,107</td> <td>794,523</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>787,569</td> <td>3,107</td> <td>790,676</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>3,847</td> <td>-</td> <td>3,847</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内 訳</td> <td>保険基盤安定繰出金</td> <td>698,881</td> <td>3,107</td> <td>701,988</td> </tr> <tr> <td>職員給与等繰出金</td> <td>92,535</td> <td>-</td> <td>92,535</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>88,688</td> <td>-</td> <td>88,688</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>3,847</td> <td>-</td> <td>3,847</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	補正前の額	補正額	計	特別会計繰出金	791,416	3,107	794,523	(国保年金課分)	787,569	3,107	790,676	(納税課分)	3,847	-	3,847	内 訳	保険基盤安定繰出金	698,881	3,107	701,988	職員給与等繰出金	92,535	-	92,535	(国保年金課分)	88,688	-	88,688	(納税課分)	3,847	-	3,847
区 分	補正前の額	補正額	計																																					
特別会計繰出金	791,416	3,107	794,523																																					
(国保年金課分)	787,569	3,107	790,676																																					
(納税課分)	3,847	-	3,847																																					
内 訳	保険基盤安定繰出金	698,881	3,107	701,988																																				
	職員給与等繰出金	92,535	-	92,535																																				
	(国保年金課分)	88,688	-	88,688																																				
	(納税課分)	3,847	-	3,847																																				

議案第19号 令和4年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 44

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																																												
5繰入金 1一般会計 繰入金 1一般会計 繰入金	1,920,822	127,742	2,048,564	・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の追加に伴う追加 (単位：千円)																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td> <td>708,220</td> <td>47,722</td> <td>755,942</td> </tr> <tr> <td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td> <td>416,486</td> <td>14,556</td> <td>431,042</td> </tr> <tr> <td>3職員給与費等繰入金</td> <td>363,741</td> <td>-</td> <td>363,741</td> </tr> <tr> <td>    (国保年金課分)</td> <td>307,184</td> <td>-</td> <td>307,184</td> </tr> <tr> <td>    (納税課分)</td> <td>56,557</td> <td>-</td> <td>56,557</td> </tr> <tr> <td>4出産育児一時金繰入金</td> <td>40,040</td> <td>-</td> <td>40,040</td> </tr> <tr> <td>5財政安定化支援事業繰入金</td> <td>161,389</td> <td>61,380</td> <td>222,769</td> </tr> <tr> <td>6その他一般会計繰入金</td> <td>223,091</td> <td>4,458</td> <td>227,549</td> </tr> <tr> <td>    ・子ども医療費等繰入金</td> <td>80,000</td> <td>-</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>    ・国庫支出金等影響額補填繰入金</td> <td>143,091</td> <td>4,458</td> <td>147,549</td> </tr> <tr> <td>7未就学児均等割保険税繰入金</td> <td>7,855</td> <td>△374</td> <td>7,481</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,920,822</td> <td>127,742</td> <td>2,048,564</td> </tr> <tr> <td>    (国保年金課分)</td> <td>1,864,265</td> <td>127,742</td> <td>1,992,007</td> </tr> <tr> <td>    (納税課分)</td> <td>56,557</td> <td>-</td> <td>56,557</td> </tr> </tbody> </table>					区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	708,220	47,722	755,942	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	416,486	14,556	431,042	3職員給与費等繰入金	363,741	-	363,741	(国保年金課分)	307,184	-	307,184	(納税課分)	56,557	-	56,557	4出産育児一時金繰入金	40,040	-	40,040	5財政安定化支援事業繰入金	161,389	61,380	222,769	6その他一般会計繰入金	223,091	4,458	227,549	・子ども医療費等繰入金	80,000	-	80,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	143,091	4,458	147,549	7未就学児均等割保険税繰入金	7,855	△374	7,481	合計	1,920,822	127,742	2,048,564	(国保年金課分)	1,864,265	127,742	1,992,007	(納税課分)	56,557	-	56,557
区分	補正前の額	補正額	計																																																													
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	708,220	47,722	755,942																																																													
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	416,486	14,556	431,042																																																													
3職員給与費等繰入金	363,741	-	363,741																																																													
(国保年金課分)	307,184	-	307,184																																																													
(納税課分)	56,557	-	56,557																																																													
4出産育児一時金繰入金	40,040	-	40,040																																																													
5財政安定化支援事業繰入金	161,389	61,380	222,769																																																													
6その他一般会計繰入金	223,091	4,458	227,549																																																													
・子ども医療費等繰入金	80,000	-	80,000																																																													
・国庫支出金等影響額補填繰入金	143,091	4,458	147,549																																																													
7未就学児均等割保険税繰入金	7,855	△374	7,481																																																													
合計	1,920,822	127,742	2,048,564																																																													
(国保年金課分)	1,864,265	127,742	1,992,007																																																													
(納税課分)	56,557	-	56,557																																																													
※補正前の額及び計には財務部納税課分（56,557）含む																																																																

議案第19号 令和4年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号） 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P 45

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
2保険給付費 1療養諸費 1一般被保険者 療養給付費	14,322,256	172,861	14,495,117	県 172,861	-	-	-	◇一般被保険者療養給付費追加 172,861千円 ○一般被保険者療養給付費 172,861千円  【補正の内容等】 医療費が増加傾向にあり、一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の不足が見込まれるため、不足分を追加するもの。
8予備費 1予備費 1予備費	50,000	127,742	177,742	-	-	-	127,742	◇予備費調整計上 127,742千円 ○予備費 127,742千円  【補正の内容等】 歳入歳出差引超過額を予備費に調整計上するもの。

〈歳入内訳〉（補正予算説明書P44）  
3款 県支出金  
1項 県補助金  
1目 保険給付費等交付金  
1節 普通交付金 172,861  
※財源：県10/10



議案第22号 令和4年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 55

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																				
1後期高齢者 医療保険料	3,159,399	△83,779	3,075,620	◇収入見込みによる後期高齢者医療保険料の減額 (単位：千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>3,159,399</td> <td>△83,779</td> <td>3,075,620</td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  現年度分特別徴収保険料</td> <td>2,173,085</td> <td>△175,639</td> <td>1,997,446</td> </tr> <tr> <td>  現年度分普通徴収保険料</td> <td>976,314</td> <td>91,860</td> <td>1,068,174</td> </tr> <tr> <td>  滞納繰越分普通徴収保険料</td> <td>10,000</td> <td>-</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補正額	計	後期高齢者医療保険料	3,159,399	△83,779	3,075,620	内 訳				現年度分特別徴収保険料	2,173,085	△175,639	1,997,446	現年度分普通徴収保険料	976,314	91,860	1,068,174	滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000												
区 分					補正前の額	補正額	計																																	
後期高齢者医療保険料					3,159,399	△83,779	3,075,620																																	
内 訳																																								
現年度分特別徴収保険料	2,173,085	△175,639	1,997,446																																					
現年度分普通徴収保険料	976,314	91,860	1,068,174																																					
滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000																																					
1後期高齢者 医療保険料																																								
1後期高齢者 医療保険料																																								
3繰入金	791,416	3,107	794,523	◇保険基盤安定繰出金の額の確定による一般会計繰入金の追加 (単位：千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計繰入金</td> <td>791,416</td> <td>3,107</td> <td>794,523</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>787,569</td> <td>3,107</td> <td>790,676</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>3,847</td> <td>-</td> <td>3,847</td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  保険基盤安定繰入金</td> <td>698,881</td> <td>3,107</td> <td>701,988</td> </tr> <tr> <td>  職員給与等繰入金</td> <td>92,535</td> <td>-</td> <td>92,535</td> </tr> <tr> <td>    (国保年金課分)</td> <td>88,688</td> <td>-</td> <td>88,688</td> </tr> <tr> <td>    (納税課分)</td> <td>3,847</td> <td>-</td> <td>3,847</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補正額	計	一般会計繰入金	791,416	3,107	794,523	(国保年金課分)	787,569	3,107	790,676	(納税課分)	3,847	-	3,847	内 訳				保険基盤安定繰入金	698,881	3,107	701,988	職員給与等繰入金	92,535	-	92,535	(国保年金課分)	88,688	-	88,688	(納税課分)	3,847	-	3,847
区 分					補正前の額	補正額	計																																	
一般会計繰入金					791,416	3,107	794,523																																	
(国保年金課分)	787,569	3,107	790,676																																					
(納税課分)	3,847	-	3,847																																					
内 訳																																								
保険基盤安定繰入金	698,881	3,107	701,988																																					
職員給与等繰入金	92,535	-	92,535																																					
(国保年金課分)	88,688	-	88,688																																					
(納税課分)	3,847	-	3,847																																					
1一般会計 繰入金																																								
1一般会計 繰入金																																								
※補正前の額及び計には財務部納税課分(3,847)含む																																								

議案第22号 令和4年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号） 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P 56 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明																			
				特定財源																							
				国 県 支出金	地方債	その他																					
2後期高齢者 医療広域連合 納付金 1後期高齢者 医療広域 連合納付金 1後期高齢者 医療広域 連合納付金	3,858,581	△80,672	3,777,909	-	-	-	△80,672	◇保険料の収入見込み及び保険基盤安定繰入金確定による広域連合への納付金の減額 (単位：千円)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保険料納付金</td> <td>3,858,581</td> <td>△80,672</td> <td>3,777,909</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>保険料等</td> <td>3,159,700</td> <td>△83,779</td> <td>3,075,921</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>保険基盤安定繰入金</td> <td>698,881</td> <td>3,107</td> <td>701,988</td> </tr> </tbody> </table>								区 分		補正前の額	補正額	計	保険料納付金		3,858,581	△80,672	3,777,909	内	保険料等	3,159,700	△83,779	3,075,921	内	保険基盤安定繰入金	698,881	3,107	701,988
区 分		補正前の額	補正額	計																							
保険料納付金		3,858,581	△80,672	3,777,909																							
内	保険料等	3,159,700	△83,779	3,075,921																							
内	保険基盤安定繰入金	698,881	3,107	701,988																							